特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1（2）： 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	59	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）別表第１　第５の項 特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第１条	大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成24年大船渡市教育委員会告示第２号）第１
⑥事務の趣旨又は目的	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する（児童又は生徒）について行う（必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図る）。	大船渡市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度に該当し、又は特別支援学級に在学する（児童若しくは生徒）の保護者に対して、その負担能力の程度に応じて市が（特別支援学級への就学のため必要な援助を行い、もって特別支援教育の普及に資する）。

⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成24年大船渡市教育委員会告示第２号） 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号	大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱第４
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱第４の規定による就学奨励の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ｲ	大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱第２
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ﾊ	大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱第３ 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	特別支援教育就学奨励費支給対象児童生徒及びその保護者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2025年12月23日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.